

## 統計調査員の自動車事故対応諸費用給付金について

この給付事業は、総務省統計局が実施している各調査について、調査活動される統計調査員(指導員及び調査員同行者を除きます。以下同じです。)が調査活動中に、真にやむを得ない事由により自己の自動車(二輪・原動機付自転車を含みます。)を利用した場合において、調査対象者や第三者の生命もしくは身体を害し、またその財物を滅失、毀損もしくは汚損したことにより損害賠償責任が発生した場合、公益財団法人統計情報研究開発センター(以下「当センター」といいます。)が定める「統計調査員の自動車事故対応諸費用給付金規程」に基づき一定額の給付金を支給する事業です。

- 1 自動車事故対応諸費用給付金額  
1回の自動車事故につき5万円
- 2 自動車事故対応諸費用給付金の支払の方法  
「統計調査員の自動車事故対応諸費用給付金規程」に基づき支給
- 3 自動車事故対応諸費用給付金の適用除外例
  - (1) 統計調査員の故意によって生じた事故
  - (2) 地震、噴火、津波による事故
  - (3) 「統計調査員の自動車事故対応諸費用給付金規程」の要件に合致しない事故

### 統計調査員の自動車事故対応諸費用給付金規程

公益財団法人 統計情報研究開発センター

公益財団法人統計情報研究開発センター(以下「当センター」という。)は、統計調査員が第1条(給付金を支給する場合)の事由に該当した場合に、本規程の定めるところにより、所定の給付金を支給するものとする。

#### 第1条(給付金を支給する場合)

統計調査員が調査に使用した自動車の事故(二輪・原付の事故を含む。)が、次の各号のすべてに該当することを当センターが認めた場合に自動車事故対応諸費用給付金を支給する。

- 1 自動車の使用が、調査活動遂行上、真にやむをえない事情であったこと。  
調査活動遂行上とは、調査票の配布・収集に限定すること。  
自宅から指定された調査区までの距離が3km以上であること。
- 2 当該自動車に任意加入の自動車保険(共済契約を含む。)が付されていること。
- 3 自動車事故により調査員が第三者の生命若しくは身体を害し、またはその財物を滅失、毀損若しくは汚損したことにより損害賠償責任が発生すること。
- 4 当該事故発生時に、警察への届出、第2項の保険会社への事故処理対応手続きを遅滞なくおこなったこと。

#### 第2条(給付金の支給額)

1回の自動車事故につき支給する給付金の額は5万円とする。

#### 第3条(給付金支給時の必要書類の提出)

第1条の定めるところにより、給付金を受け取る者は次の各号の書類を当センターへ提出するものとする。

- 1 交通事故証明書
- 2 自動車使用理由書(兼)自動車事故対応諸費用給付金請求書
- 3 当該自動車に付されている任意加入の自動車保険(共済契約を含む。)の保険証券(共済証書)の写し。
- 4 その他、当センターが必要に応じて特に提出を求めるもの。

#### 付 則

1. 本規程は、平成22年3月15日より施行する。
2. 平成25年3月1日 一部改正

## 事故発生時の手続

補償の事務に係る手続の流れは、以下のとおりです。

- 1 **統計調査員**  
当センターのホームページに掲載しております「自動車使用理由書（兼）自動車事故対応諸費用給付金請求書」を印刷し、所定の事項を記入して、都道府県または市区町村の調査担当者に確認依頼を行います。  
↳
- 2 **都道府県または市区町村**  
調査担当者は、「自動車使用理由書（兼）自動車事故対応諸費用給付金請求書」の記入内容を確認したうえ、記名・捺印します。  
↳
- 3 **統計調査員**  
「自動車使用理由書（兼）自動車事故対応諸費用給付金請求書」、「統計調査員証」の写しを当センター宛てに送付します。  
↳
- 4 **公益財団法人統計情報研究開発センター**  
当センターにおいて、事故査定及び給付金の支払いを行います。[必要に応じて、統計調査員に電話等で確認(審査)を行います。]

## 給付金請求時に係る留意点

自動車事故が発生した後の統計調査員の自動車事故対応諸費用給付金の請求の手続については、原則として統計調査員と当センターで行うこととなりますが、統計調査員からの照会等に備え、留意すべき点をいくつか記しますので、参考にしてください。

- 1 **自動車使用理由書（兼）自動車事故対応諸費用給付金請求書の提出時期**  
「自動車使用理由書（兼）自動車事故対応諸費用給付金請求書」の提出時期は、事故が発生した時点で、速やかに送付（提出）してください。事故発生日から30日以内に送付（提出）がない場合、給付金が支払えないことがありますのでご留意願います。  
例えば、後遺障害の症状が固定していない場合、入院または通院が継続している場合、賠償事故で賠償額が確定していない場合等でも、「自動車使用理由書（兼）自動車事故対応諸費用給付金請求書」は、事故が発生した時点で、速やかに送付（提出）してください。
- 2 **自動車事故対応諸費用給付金請求に係る提出資料**  
給付金請求に係る提出資料は次のとおりです。
  - (1) 交通事故証明書
  - (2) 自動車使用理由書（兼）自動車事故対応諸費用給付金請求書
  - (3) 当該自動車に付されている任意加入の自動車保険（共済契約を含む。）の保険証券（共済証書）の写
  - (4) 「統計調査員証」の写し
  - (5) その他、当センターが必要に応じて求めるもの（保険金支払通知書の写等）

自動車事故対応諸費用給付金の請求に関する照会については、下記までご照会ください。

**公益財団法人 統計情報研究開発センター**

**〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-6 能楽書林ビル5F**

**代表電話 03-3234-7471**

**FAX 03-3234-7472**

**総合補償事業担当 03-3234-7476(直通電話)**